

平成 23 年度第 1 回尼崎市社会保障審議会会議録

1 日時

平成 24 年 3 月 27 日（火）午前 10 時～午前 12 時

2 場所

尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホール

3 出席者

（委員）

上野委員、大野委員、岡田（真）委員、加藤委員、川野委員、小西委員、清水委員、鈴木委員、須田委員、内藤委員、永井委員、中谷委員、野村委員、橋本（好）委員、服部委員、花熊委員、濱名（浩）委員、濱名（美）委員、早川委員、広瀬委員、弘中委員、福村委員、藤井（克）委員、藤井（博）委員、藤原委員、松岡委員、松澤委員、松原委員、松村委員

（市関係者等）

副市長、健康福祉局長、こども青少年局長、健康福祉局参与（福祉担当）、福祉事務所長、福祉課長、こども青少年企画課長、障害福祉課長、高齢介護課長、介護保険事業担当課長、保護管理担当課長、社会福祉協議会地域福祉課長

4 次第

（事務局）

現在の出席委員は、37 人中 29 人でございます。

尼崎市社会保障審議会規則第 4 条第 1 項に規定により、会議の定則数は半数とさせていただきますので、会議は成立しております。

なお、本日の傍聴人は、0 人でございます。

各専門分科会における報告内容につきましては、それぞれ専門分科会において決議を受けております。規則第 5 条 5 項の、「専門分科会の決議をもって審議会の決議とする」との規定に基づき、社会保障審議会の決議を受けた内容の報告であり、審議いただくものではないということをご確認させていただきます。

それでは、尼崎市社会保障審議会規則第 3 条第 1 項に基づき、以後の議事進行につきましては、松原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（委員長）

おはようございます。皆様よろしくお願いいたします。それでは早速ですが、次第 1 に移らせていただきます。平成 23 年 3 月 22 日に開催された社会保障審議会以降に委員になられた方の紹介をさせていただきます。事務局よりお願いします。

<次第 1> 委員紹介

（事務局）

平成 23 年 3 月 22 日開催の平成 22 年度第 1 回尼崎市社会保障審議会以降、新たに委員となった方の紹介及び市職員の紹介を行った。

<次第 2> 副市長挨拶

(委員長)

ありがとうございました。続きまして、次第2に移ります。副市長よりご挨拶をいただきます。副市長、よろしくお願いいたします。

(副市長)

皆様、おはようございます。副市長の村山でございます。

本日は年度末で大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。また、平素より市政にそれぞれのお立場でご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日は、尼崎市社会保障審議会ということで、次第にもありますように、障害福祉計画等をご審議いただき、専門分科会でとりまとめたいただきました諸案件につきましてご報告をいただくということです。皆様お忙しい中、1年間を通して色々ご指導をいただき、このような計画が生まれましたことに心から感謝を申し上げます。

今、社会福祉制度につきましては、制度変更がありますが、この先どのように変わっていくかということについては非常に不透明な中でご審議いただきますのはご苦労もおありかと思いますが、今後もよろしくお願いいたします。

私も本日の社会保障審議会に出席するにあたりまして、尼崎市民の福祉に関する条例を改めて読み返してみましたところ、特に前文部分の、全て市民は時代の推移に関わらずその所得、健康および住宅が保障され云々という表現があり、市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによって達成していくものである。さらに、市民の福祉は自らの創意工夫と努力によって高め、築き上げていくとされています。私は特に、市民に対して呼びかけている文面につきまして、自ら創意工夫と努力によって高めると記載されていることにつきまして、感じたところです。実は、昨年、私が住んでおります社会福祉連絡協議会の方から役員会へ出席しないかというお誘いを受けまして、地域に住んでおりまして母もお世話になっておりますので、地域の住民として役員会に出席しておったのですが、出席できなかった場合もありましたが、1年間通して出席することによって感じる部分がありました。

一つは、私たちが色々考えたことが、直接どのように住民に伝わっているのかを確認できたということです。もう一つは、行政側が色々考えて、地域の住民の方々に色々お願いする中で、住民の方々の方ではそれを受け取って自らの地域に合った形で取り組まれているということも確認できました。それとともに、1年間を通して地域福祉に取り組んでおられることを実感できました。高齢者の見守り活動もそうですし、安心・安全のための防災訓練・避難訓練もそうです。また、文化祭などの文芸活動も含め、幅広く地域活動をされ、地域福祉を盛り上げていこうという取組みをされていることがわかった次第です。ここにまさに書いていただいているような取組みがなされており、市民と力を合わせて取り組んでいくということがこの条例に書かれておりますが、力を合わせていくところの部分が、行政が考えたことを住民の方々に伝えし、住民の方々がそれを受け取って何かをするという力の合わせ方ではなく、私たちが住民の方々がどのようなことをされているのかを、地域の中に入り、つぶさに拾い上げていくことが力を合わせていくことにつながるのではないかと思った次第です。長くなりましたが、やはり市民福祉を推進することにつきましては、行政が住民の活動の実態を十分に把握した上で、取組みを進める必要があると昨年感じた次第です。次の1年をかけて、行政も努力してまいりたいと考えております。その上で、皆様の審議会におきまして、様々なお知恵やお力をお借

りしまして、より一層取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。

副市長が言及されましたけれども、市民福祉条例というものがあります。特に 1980 年前後に作った自治体は、近辺では神戸市と尼崎市だけでして、市民が自分たちの福祉を作り上げていくのだという、これは法的責任を明記するものではないのですが、今で言いますと地方分権の原点は市民にある、結局は国民主権という憲法の考え方に則ったものだという民主主義の先進的な素晴らしいものであるわけです。それを改めて、副市長にご紹介いただきました。

副市長は他の公務がおありですので退席されます。ありがとうございました。

<次第3> 第3期障害福祉計画について

<次第4> 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

(委員長)

この1年、特に分科会で審議いただき、計画づくりや進捗の管理など、それぞれの固有業務をしていただきました。今日は、他の分科会はどのような業務をしてこられたのか、その業務の賜物・成果のご報告を受けることによって、全体会として、全体的な福祉行政の流れの共通理解を持ちたいと思います。先ほど、富奥課長より紹介がありましたが、資料が膨大ですので、時間もかかるかと思えます。円滑な審議が行われますよう、ご協力をお願いいたします。

次第3、次第4の両方が計画づくりの報告になります。そして、両方がともに議会への報告や条例化にもなっているようですので、どのような成果をあげていただいたのかを、それぞれの担当課よりご説明いただき、その後一括してご質問を受けたいと思います。それでは、障害福祉計画について、障害福祉課よりご報告をお願いします。

(障害福祉課長)

障害福祉計画に沿って、その内容の説明を行なった。

(委員長)

ありがとうございました。続きまして、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の説明をお願いします。

(高齢介護課長)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って、その内容の説明を行なった。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、計画がこのような形でできておりますが、ご説明の点でご質問はございませんでしょうか。

(委員)

障害者の専門分科会に入っておりましたので、高齢者の方のことをわかっていないので、質問が正しくないかもしれませんが、156 ページの説明で、介護予防・日常生活支援総合事業は、莫大な事務量になるので国の支援があるまでは国の動向を見守っていきたいという説明だったのですが、そのところがわかりにくかったので説明をもう少しお願いします。もう一つ、37 ページで、在宅介護支援

センターが市内に6ヶ所あるけれど、そこの役が終わったので、地域包括支援センターへの人員の集中をしたいとの説明がありましたが、その部分も過去・現在・未来がよく見えませんので、わかるように説明をお願いします。

(委員長)

ありがとうございます。まとめてご質問を受けたいと思います。それでは、委員。

(委員)

障害者の方ですが、支給決定のプロセスが変わるというご説明がありました。これについては、事前に議会のほうでもご説明はいただいたのですが、現在、ケアプランが立てられる対象者が684人くらいで必要な人は3,000人以上おられるのですが、ケアプランが立てられなければサービスが受けられなくなるのか、サービスを受けることとの関係についてどう対処されるかということを具体的に説明してください。

(委員長)

三つありましたので、まずは高齢者の方からお願いします。

(高齢介護課長)

ご説明いたします。156ページをご覧ください。介護予防・日常生活支援総合事業、こちらのほうにつきましては、結論から申しますと、24年度には実施をいたしません。国の動向により実施の是非を判断するということが必要でございまして、厚生労働省の今回の思いとしましては、要介護・要支援・非該当になった方、そのなかで要支援から非該当になった方、非該当から要支援になった方に対しても切れ目のないサービスを提供し、その方の生活を支えようという理念そのものは大変共感できるものでございます。しかし、非該当・要支援の全ての方々に予防からプランを作成するということとなりますと、今、地域包括支援センターがようやく予防プランから総合相談や高齢者虐待などに力を注いでいる中で、これを実施しますと、また予防プランに相当に時間を要することとなってしまいますので、高齢者虐待などの日常生活における深刻な課題に対して対応するのが困難になるという判断でございます。改めて、人員配置など国からの支援が示された段階で実施についての検討を行っていきたいとの判断でございます。ちなみに、中核市は41市でございますが、私が承知しております範囲で、実施する方向で検討している市町村は2市でございます。残りの39市は当面実施しないとしておりまして、これが中核市の見解でございます。

次に39ページでございます。在宅介護支援センターについての説明でございます。在宅介護支援センターは一定の役割を終えたということで、39ページの下段、在宅介護支援センターは、これまで地域包括支援センターの業務を補完するプランチとして役割を担ってきていますが、担当地域が所在地と合っていないところもあります。武庫地区の西側を園田地区の在宅介護支援センターが担当しているということもあり、地域包括支援センターとの連携を図る上での課題が残っております。また、在宅介護支援センターのあり方について、昨年1月から何度となく協議を行ない、検討してまいりました。その結果、地域包括ケアという地域ごとの在宅生活の支援という点から地域包括支援センターの機能強化を最優先し、在宅介護支援センターについては、ケアプランの作成事業所が多く選任のスタッフではなく兼任のスタッフでございますので、4箇所については整理させていただき、相談機能としましては、地域包括支援センターがその窓口として定着してきておりますので、その機能強化

を優先したものでございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、障害福祉からお願いします。

(障害福祉課長)

障害福祉のご質問で、サービス利用計画の作成についてご説明いたします。計画の18ページをご覧ください。至急決定にあたり、サービス利用計画を全員に作成するというものでございます。これまで、対象者が単身で至急決定までに契約が追いつかないという方に限定されておりましたので、実績にありますように、実質、年に1人か2人というのがこれまでの実態でございます。サービス利用計画につきましては、指定を受けた相談支援事業者が作成するということになっております。

36ページをお願いします。見込み値を記載したものでございます。先ほどの3,000という数字は、平成26年度での数値を想定したもので、ここに記載がありますように特定相談支援が、月83人、年にしますと約1,000人程度増えていって平成26年度末に3,000人となります。

この計画につきましては、特定相談支援事業者、介護保険で言うところのケアマネジャーを抱える事業者がプランを作成し、それを基に支給決定を行っていくものですが、この支援は平成24年度から新たな特定相談支援という事業指定が行われますので、当初においては、事業者がないということになりますので、事業所の指定状況を見ながら作成をしていきます。もう一つは、介護保険にもありますように、セルフプランの作成というものも可能となっておりますので、事業所の指定を増やしていくことと併せて、セルフプランの仕組みを組み合わせていくという形になると思いますが、現時点では、具体的な作り方などが示されておられませんので、今後どのような指針が示されるのか動向を見ながら進めていきたいと思っております。特定相談支援につきましては、訪問系の事業者を含め、一度アンケートをとらせていただくことも予定しております。

(委員長)

先ほど、手を上げられた委員、他にご質問はありますか。

(委員)

障害福祉計画に記載されている災害時の対応についてですが、災害対応の中身までは審議できなかったということはわかるのですが、障害者の方が実際に直面する福祉避難所の設置や災害時要援護者リストの活用といった問題が課題だと認識しておりますが、この3年間におけるこれらの課題解決に向けた見通しについて、どのような審議があり、検討がなされたのか、また、3年間で課題解決ができる見通しが立っているのかについてお聞きしたいです。

(障害福祉課長)

まず、計画についてご説明いたしますが、障害福祉計画は、障害福祉サービスや地域生活支援事業サービス目標値や見込量を定めるものでございますので、災害時のことについては基本的にはこの中でうたうという正確のものではございません。ただ、先ほどのご意見にもありましたように、昨年度は大震災の直後というタイミングであったこと、また、当然今後、災害時支援といったことで様々な防災対策の再検討がなされます。そういったことにつきましては、地域防災計画や、障害者で言いますと障害者基本法に基づく障害者福祉計画といったもので検討すべきではございますが、非常に強いご意見をいただき、また、様々な課題についてのご意見も出ましたことから、今後検討すべき課題で

あるという形で記載をさせていただきました。また、この件につきましては、平成 24 年度予算において健康福祉局でも、福祉避難所の設置や災害時要援護者への支援方法等を検討するために関係団体・関係機関に加わっていただき、防災を所管する局とともに検討していくことを考えております。一度に全てを解決することは難しいと思いますが、そのような話し合いの場で、様々な課題を出し合いながら要援護者の支援に関する検討を進め、一定の方向性を導き出していきたいと考えております。

(委員長)

障害福祉計画の策定に関しては障害者福祉等専門分科会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関しては高齢者保健福祉専門分科会でそれぞれ大変な時間と労力をかけて作成いただきました。本日は、それぞれの分科会会長が出席してくださっていますので、一言二言いただければと思います。障害者福祉等専門分科会会長の服部委員から一言お願いします。

(委員)

発言の機会をいただき、ありがとうございます。分科会の了見を含め、先ほどの防災計画のことで 2 点ほど申し上げたいと思います。

1 点目は、今の防災計画に関連してのことでございます。お手元の資料の 49 ページに障害福祉課長さんからご説明のありました防災計画、障害者の災害時のサポートのことについては、本当に熱い議論がなされました。今、ご説明がございましたように、これはあくまでサービス量を計画する計画であるため、なかなか盛り込むのが難しいというお話でしたが、最終的にこのような形で項目として立てていただくことができました。これは、尼崎市として日本全国に誇ってよい計画であると考えております。と言いますのは、確かにサービス量について計画する計画ではございますが、量を策定するにあたっては、その質も同時に検討しなければ、その量も正確に得られません。その意味で、災害時の障害者へのサポートという質ということについて、このような形ではありますが、言及できたのは大進歩であると理解しております。ですから、尼崎市の計画においては、量の計画においても質を盛り込むことが出来たことで今後につなげられたと考えております。

今、委員長のお言葉にもありましたが、他の計画との連携ということについて踏み込んで言及させていただきますと、尼崎市の防災計画の策定の会議の際にも、障害者団体ないしは障害者関連のご担当の方がご臨席いただき、その会議の 1 メンバーとして防災計画の策定に関わるということも、この計画を策定したことにより可能になるのではないかと思います。

それについて、もう一つご披露したいのは、会議の際、本日もご参画いただいております市議員の方々が非常に積極的な現場に根ざした発言をしていただきました。もちろん、会議に参画いただいております障害をお持ちの当事者の方々、障害者団体の方々からも切実かつ重要なご発言をいただきました。そういったことから、実に充実した審議がなされた結果が、本日皆様のお手元でございます資料でございます。文言に直すと非常にすっきりとしたものになっておりますが、その裏側にはご参画の委員の皆様方の意見、また、議会でのご質問に反映され、それがさらに議会等を通じて、広くマスコミも含めてフィードバックできたのではないかと考えております。そういう意味で、シンプルな形で計画はできておりますが、中身は日本全体に誇ってよいものであり、なおかつ、今後の尼崎市の防災計画に新しい展開を開いていただくきっかけをお作りいただいた計画であると理解しております。

最後になりますが、本日は欠席されておられますお二人の委員もご専門に根ざしたご発言をいただ

きまして、計画策定にあたっては充実した審議を行うことができました。もちろん、多様なご意見を見事にこの計画に反映していただきました事務局の方々の努力にも頭が下がる思いですが、今回策定いただいた計画は尼崎市であればこそという計画でございます。

副市長が最初のご挨拶でおっしゃったように、尼崎市民の福祉に関する条例のまさに前文に書かれていることを私たちの分科会で実践することが出来たということ、非常に誇らしく思っている次第です。

今後も含め、市議会議員の方々には、市議会などを通じて、この計画を市民にアピールしていただけるとありがたいと思います。

(委員長)

本当に長時間にわたる議論、そしてこのような成果をありがとうございました。また、温かいコメントをいただき、ありがとうございます。それでは、高齢者保健福祉専門分科会会長の松澤委員からも一言お願いします。

(委員)

まず、今回、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する私個人の印象を申し上げますと、新たな課題を、大きな課題を担うことになった計画ではないかと思っております。理由はたくさんありますが、今後の社会保障審議会、他の分科会との関連、あるいは行政の政策の関係も含めて、申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、この計画は、先ほども報告がありましたように法定の義務計画で、3年ごとの計画であります。その結果、特に高齢者関連計画は、保険料やサービスの量などが具体的な数値としてあがってきております。この内容は、必ず経費を伴うものでありますので、残念ながら毎回、保険料が上がるといふ現状を正しく分析して、それとともに、サービス量やサービスの質についても考えていくということが1点あり、これをどう推進していくのかという課題を突きつけられています。

2点目は、介護保険制度は、3年間の期間を終えていくごとに、制度そのものが高齢者の福祉全般をサポートしていくように衣替えをしていく、良く言えばバージョンアップ、悪く言えば介護保険制度におんぶに抱っこしていこうという全体の空気もなくはありません。しかし、それを云々言っている場合ではありませんので、ではそれを任せられた計画がどのようにそれらを浸透させていくのかという点で考えてみますと、計画で説明のありました内容は、ほぼ項目としては網羅されていると考えています。また、サポートの方向性やサービスの質・量の確保、チェックというものについては、ほぼメニューが出揃ったと言えると思っております。

しかしながら、今回の計画を策定するにあたりまして、ずっと私の頭の中にはありましたのは地域福祉計画との関係でございました。すなわち、高齢者の生活全般のサポートということになりますと、地域全体の人の動きと連動しないことには実際のサポートが実現しないという思いがあるからでございます。その点で言いますと、地域福祉計画におきましても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中でも、このことについてはかなりつつこんで、具体的に触れております。ただ、課題があるとすれば、各レベル、政策レベル、行政の実行レベル、我々のような審議会レベル、或いは介護保険で言いますと、特に地域包括支援センター等々で、地域の皆様方の関係をだいが作って提示されていると思っておりますが、提示はされているが、まだそれを相互に理解しあったうえで連動しているとは言い難

いという点に課題があると思っています。

中核都市となったこともあって 特に介護保険制度は自治体へのシフトがどんどん大きくなって来ている。それだけに自治体の意思決定が、地域の高齢者の方々の生活に及ぼす影響がさらに広がっている。その意味でも、いま申し上げた各レベルでのサービスやシステムや制度の適接点を具体的にどう作っていくのか、ということがもうひとつの大きな課題になっていくと思います。そういう意味で大きな課題を担っていくと認識しています。今後は内容のチェック・評価、あるいは課題の具体的な実現に向けて皆様方のご協力をいただきながら実施してまいりたいと思っています。

(委員長)

ありがとうございました。

他の皆様方もご意見・ご質問もあるかと思いますが、申し訳ございませんが、時間の関係上、ここで一旦、止めたいと思います。

続きまして、平成 23 年度の各専門分科会の報告、及びスケジュールについて、5 つの専門分科会より発表をお願いしたいと思います。最初は地域福祉専門分科会からです。

(事務局)

各専門分科会の平成 23 年度の報告、平成 24 年度の予定について、地域福祉専門分科会、児童専門分科会、障害者福祉等専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、民生委員審査専門分科会の順に行った。

(委員長)

ありがとうございました。

駆け足での説明ですので、各部会で補足説明がございましたらお願いしたいと思います。

障害者福祉の方などは、変革が激しい、それでいて不確定要素がたくさんある。また、国の財源の見通しも無いという状態の中で、自治体レベルで走りながら考えるといった状況です。高齢者も同じです。国は 24 時間見守りといっていますが、結構、自治体に丸投げという形です。地域福祉として決めていかなければならない。今の報告を見ましても、こういう委員会やヒアリングや意見交換会等々、委員の皆さんを始め、尼崎市民や団体の皆さんが、延べ何百時間、何千人の方のおかげでこうした成果があがった。あらためて市民の力の凄さを思います。

皆さんの中で、ご質問・ご意見はございませんか。

(服部委員)

先ほど、高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画を拝聴した時に感銘を受けましたことを申し上げたいと思っています。尼崎市の生活習慣予防ガイドラインに基づく取り組み、これは非常に必要な取り組みですが、他の市町では個別の具体的なところで、なかなか組めていないのが実情です。そんな中、全国に誇るべき事業が尼崎市で進んでいることをもっと市が宣伝してもいいのではと思います。

「我が市ではこういうことをしています。短期的には、なかなか数値に表れなくても長期には素晴らしい結果が出るに違いない」という自慢をもっとしてもいいのではと思いました。是非積極的なアピールをお願いします。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて松村委員、どうぞ。

(松村委員)

ひとつは意見を。もうひとつは最初のところで忘れていた質問をします。

まず、質問ですが、介護保険事業計画の169ページの市民の関心の高い介護保険料の欄と書かれています。これは基準額を1とした場合、それぞれの所得ラインで保険料金がスライド制になっていますが、今回新しく第8段階と第9段階のところで見直しますと、第8段階で1.25から第9段階で1.5と0.25も上がります。この上昇率が一番大きい。そのことに対応して平成24年度・25年・26年と3年かけ段階的に上がるという配慮がなされていることは評価できる。ただ、上げ方については、例えば23年度に第7段階の5,889円の人最終的に8,000円台になります。この上がり方の刻みについてもっと細かいものにならなかったのか。少しでも負担感を和らげるように、より滑らかなカーブで上がる工夫ができたならよかったですと思います。暫定処置をとらなければならなかった、このあたりについて、どういうご審議があったのかをお聞かせください。

次に、次世代育成支援対策推進行動計画の6ページ、真ん中あたりに、従来から尼崎市の青少年施策云々と書かれています。「子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団の各スタッフのボランティア精神に基づく活動に委ねる形で進めてきた経緯がある。」とあり、こうした方たちが熱心に取り組んで下さっていることは大変ありがたいことです。ただ、この指導の中身に関して、子供たちの心に寄り添った自然な発露からのものなのか、スポーツ少年団などは、勝つことだけに重点が置かれた指導になっていないか等、子供の自主性の育成に役立つものかどうかを見極めていく必要があると思います。指導して下さる方々のボランティア精神に甘んじて、丸投げになっているのではと若干危惧しております。

また、活動を上げていくことも大切ですが、指導の質をあげることも子供たちにとって大変重要な観点ではないかと思えます。この点に関しての記述がございませんので申し上げました。

(委員長)

まだ、ご発言いただけてない方、どうぞ。

(委員)

初歩的な質問で申し訳ありませんが尼崎市の次世代育成支援対策推進行動計画に対する実施状況に係る外部評価書について教えていただきたい。

(高齢介護課長)

資料169ページでございます介護保険料段階に関してのご質問にお答えします。

まず、9段階のものの考え方について申し上げます。従来の200万円という境界を190万円未満と下げますと、その方々が1.25から1.5。この中間値を設けたらどうかというご意見ですが、境界図の変動につきましては国からの通知に従ったものです。ここにまた新段階の190万から200万円の方の新段階を設定するという事は、対象者の数も少ないですし、考えませんでした。5889円から8012円に当たる部分についての緩和処置を講じるべきという判断でございます。もともと介護保険料段階というのは、それぞれの市町村の所得段階別構成人数で割ったり、サービス受給量、保険料の上昇を踏まえた5段階制が採用されています。本市におきましても4期・5期までの間に5段階制を採用し次期計画では11段階にしようとするものです。

次に 170 ページをご覧ください。169 ページの 5 段階制の段階ごとの高齢者の人数でございます。尼崎市の特徴でもありますが、特に注目していただきたいのは第 2 段階の 80 万円未満の収入の方。次に注目していただきたいのは 16,000 人いる第五段階です。この段階も第 2 段階と同じく 80 万円未満です。尼崎市では個人としましては 39,000 人を超える方々が 80 万円未満の収入で年金生活を送っていらっしゃる。

これが当市の実態であります。ここを考えあわせると、次に 12 段階に変動しました。最高 600 万円以上で 1.75 を、900 万円以上の方に 2.0 にという議論をしました。170 ページにございますように第 10 段階、11 段階で、所得が 400 万円以上の方は 3800 人という状況です。新たに 900 万円以上の段階を設けたとしても基準額へ下がる影響は 10 円という試算でした。そういったことで今回につきましては国からの指示に基づき新 3 段階と新 9 段階の設定にとどめた次第です。地域計画の時には 900 万円とか 1000 万円以上の方々についての検討課題には当然なってくると思います。

(こども青少年企画課長)

次世代育成支援対策推進行動計画の 6 ページは、青少年に関わるグループ・団体が地域の中でどのような方々がいるのかということをもとに、まずは現状認識という形での記述でございます。そうした中で、特に青少年センターの登録団体としてご指導にあたっている 4 団体があるという認識の中でその貴重な活動グループ、地域の視点としては特性をみましましたことが必要ではないかということでこの行間がございます。委員ご指摘の指導の中身云々につきましては、それぞれの団体の中で取り組まれているところではございます。ただ冒頭にもございましたように本市の子どもの育ち支援条例の概要には、前文のところ、大人が子供に関わる時には子供の思いや考えを含め、子供の主体性や社会性を育てていくといったところが大切だということがうたわれています。そうしたことの啓発も今後様々な機会を捉えて進めていきたいと思っています。

もう一点、外部評価書という表記がついていることへのご指摘がございました。もともと次世代育成支援対策推進行動計画を作ったときに計画の進捗管理を行うにあたり、行政が自己評価として内部評価がございます。そしてもうひとつの評価指標として社会保障審議会の専門分科会で評価を行うことを外部評価としています。

一昨年度、社会保障審議会へ諮問しまして進捗関係のそのように位置づけをしていただきました。内部評価書・外部評価書と二つの評価書がございます。外部評価書に関しては内部評価書を踏まえて市民委員にも入っていただき専門的見地から評価をいただいたということです。市の内部評価とは違う視点で評価をいただいているという点で外部評価書となっております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。今日は障害者、あるいは高齢者の計画・立案・作成、それから子どもの方の進捗状況ということで最近よく言われる PDCA サイクルということで、計画を作るだけでなく、市民と共にそしてまずは内部の人たちが進捗をチェックし、それを踏まえて計画を見直し、予算にそれを活かしていく。PDCA サイクルで、大きな目標にどれくらい到達しているのかを絶えず意識付けをしながら次のステップにいくことが必要になってくる、そういう時代だと思います。

一方で、委員がおっしゃったように、このように計画が個別化し、かつ数値によって表されるということは、質的なものを見過ごしたり、個別計画がゆえに地域福祉という福祉全体の視点からみてい

く、建前ではなく、横串を差していくような視点が、欠落するという問題点もあるようです。しかしながら世の中は施策評価ということを大変重要視する時代になってきました。このような情勢ですので、行政だけでなく市民参加の下でこういう計画を作り、作ったら終わりではなく進捗状況をふり返し、また方向を打ち出すかもしれません。また、それを受けて細かな修正や、まだ取り組んでいない課題に取り組んでいくという姿勢が必要です。

限られた時間で、申し訳ございませんが、最後に副委員長から一言お願いします。

(副委員長)

委員長がおっしゃったことと、ほぼ同じような印象をもってお聞きしていました。皆様のご努力と、行政の方たちとともにこういう形で作っていただいて、いろいろな状況の実態が理解できたと思います。やはり、尼崎市の特有の地域の混乱性が見えてきたということもありますが、一方で尼崎市の強みなりも伝わってきている部分もございます。障害を代表的なものとして、国の動向の影響も非常に大きいということも実感しています。そういう状況であるからこそ市としての自立を、さらに要求される時代になっていると思っています。委員長からも PDCA サイクルのお話でしたが具体的な見解、方法、予算、展開、検証、モニタリング、評価といったものを行政と市民の力、事業者とともに作っていく力をつけていく時代になっていると思っています。特に、ネットワーク、あるいはネットワーキング、協働な課題というのが非常に大きく取り上げられました。これは評価の非常に難しいところではないかと思いますが、是非、そのところに力をつけていくことが大事ではないかと考えます。福祉というのは生活の当たり前をいかに支えていくことだと思っています。しかし、これはなかなか見えにくい部分でもあります。

ですから「生活の当たり前を共に作っていく」、そこに喜びを感じられる地域に、皆様と一緒に作ってきたいとの思いを強くしました。ありがとうございます。

(委員長)

市の来年度の予定があります。該当するご自分の委員会の流れを確認していただければと思います。

限られた時間ですので、皆様にご発言をいただけなく申し訳ございませんが定刻となりましたのでこれにて閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

以上